

告 示

埼玉県監査委員告示第十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定に基づき、埼玉県知事及び埼玉県教育委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成三十年十月五日

埼玉県監査委員 山 本 光 紀

埼玉県監査委員 佐 野 勝 正

埼玉県監査委員 土 屋 恵 一

埼玉県監査委員 中屋敷 慎 一

1 監査の結果「注意」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
農林部	熊谷家畜保健衛生所	平成 30 年 6 月 29 日 (第 3015 号)	平成 28 年度の臨時職員の賃金について、賃金は毎月一定の期日に支払わなければならないところ、勤務条件通知書に賃金等の支払予定日を翌月 15 日以内と記載し、不定期に賃金を支払っていたことは不適切であった。	賃金等の支払予定日を毎月一定の期日と定めた勤務条件通知書を臨時職員に交付し、平成 30 年 1 月分の支払いから適切な運用に改めた。 また、再発防止のため、監査結果を職員に周知するとともに、雇用契約締結時及び毎月の賃金支払時に別グループの経理員も確認を行うこととし、チェック機能の強化を図った。
教育局	大宮商業高等学校	平成 30 年 6 月 29 日 (第 3015 号)	平成 28 年度の産業廃棄物処理処分業務委託契約について、廃棄物の種類を特定せずに契約書に「廃プラスチック類」と記載し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）には「混廃」と記載していたことは不適切であった。 1 産業廃棄物処理処分業務委託契約（25,920 円） 2 産業廃棄物処理処分委託契約（8,640 円）	再発防止のため、産業廃棄物処理の委託にあたっては、廃棄物の種類を職員と業者の双方で確認して特定するなど、法規等の順守の徹底を図った。 また、契約書及びマニフェスト等の書類を作成する際には、記載内容が執行伺と相違がないか複数の目で確認することとした。 さらに、財務課（主務課）では注意喚起に関する以下の取組を行った。 1 監査結果を教育局全所属に通知し、産業廃棄物処理の適正な事務処理について、周知徹底を図った。 2 平成 30 年 8 月に開催した「事務長等財務研修」において、事例を取り上げ重ねて注意喚起を行った。